

林地開発申請の手引 新旧対照表 (抄)

改正後	改正前
<p>○表紙</p> <p style="text-align: center;">森林法に基づく 林地開発許可申請の手引 その1</p> <p style="text-align: center;">I 林地開発許可制度</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月 長野県林務部森林づくり推進課</p> <p>○林地開発申請の手引目次</p> <p style="text-align: center;">林地開発申請の手引目次</p> <p>その1</p> <p>I 林地開発許可制度</p> <p style="padding-left: 20px;">1 長野県林地開発許可制度の概要</p> <p style="padding-left: 20px;">2 林地開発許可制度の体系図</p> <p style="padding-left: 20px;">3 林地開発許可制度関係法令等</p> <p style="padding-left: 20px;">4 森林法施行細則</p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p>その2</p> <p>II 技術的細部基準（長野県林地開発事務取扱要領第3、</p>	<p>○表紙</p> <p style="text-align: center;">森林法に基づく 林地開発許可申請の手引 その1</p> <p>I 林地開発許可制度</p> <p>II 長野県森林法施行細則</p> <p>III 長野県林地開発事務取扱要領等</p> <p style="text-align: center;">令和2年4月 長野県林務部森林づくり推進課</p> <p>○林地開発申請の手引目次</p> <p style="text-align: center;">林地開発申請の手引目次</p> <p>I 林地開発許可制度 …………… 1</p> <p style="padding-left: 20px;">1 概要</p> <p style="padding-left: 20px;">2 体系図</p> <p style="padding-left: 20px;">3 関係法令等</p> <p style="padding-left: 20px;">4 長野県森林法施行細則（抄）</p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p>

改正後	改正前
<p>5 及び 25 関係)  開発許可に関する許可基準等の運用および指導指針…  開発事業に関する技術的細部基準 ……………  [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林地開発許可に係る森林等の配置及び施設の設置等に関する基準(平成4年6月8日付長野県告示第421号告示(抜粋) ……………319</li> <li>・ 森林法等の一部を改正する法律に関する覚書について ……………320</li> <li>・ 太陽光発電施設の設置を目的とした許可基準等の指導指針残置し、若しくは造成する森林又は緑地について ……………321</li> </ul> <p>○P33～34 の間の表題  長野県林地開発事務取扱要領等  [略]</p> <p>○P36  [略]  第60 長野県公安委員会委員長への報告  [略]</p>	<p>II 開発許可に関する許可基準等の運用および指導指針…  IV 開発事業に関する技術的細部基準 ……………  [略]</p> <p>○P33～34 の間の表題  III 長野県林地開発事務取扱要領等  [略]</p> <p>○P36  [略]  第60 公安委員会への報告  [略]</p>

改正後	改正前
<p>○P137（別記1 林地開発許可申請書等の審査要領） 指導内容及び審査要領 [略]</p> <p>2 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用及び指導指針」第3によること。 [略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>法第10条の2第2項第1項 II 技術的細部基準によること。 [略]</p>	<p>○P137（別記1 林地開発許可申請書等の審査要領） 指導内容及び審査要領 [略]</p> <p>2 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「III 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用及び指導指針」第3によること。 [略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>法第10条の2第2項第1項 III 開発行為に関する技術的細部基準によること。 [略]</p>
<p>○P140（別記1 林地開発許可申請書等の審査要領） 指導内容及び審査要領 [略]</p> <p>2 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用及び指導指針」第3によること。</p>	<p>○P140（別記1 林地開発許可申請書等の審査要領） 指導内容及び審査要領 [略]</p> <p>2 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「III 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用及び指導指針」第3によること。</p>

改正後	改正前
<p>[略]</p> <p>○表紙（その2）</p> <p style="text-align: center;">森林法に基づく 林地開発許可申請の手引 その2</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ 技術的細部基準</p> <p>（長野県林地開発事務取扱要領第3、5及び25関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針</li> <li>・ 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針</li> <li>・ 開発事業に関する技術的細部基準</li> <li>▪ 参考資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>流域開発に伴う防災調整池等技術基準（平成27年版抜粋）</li> <li>降雨強度式（降雨強度曲線）</li> <li>その他</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">令和3年4月 長野県林務部森林づくり推進課</p> <p>○その2表紙裏面 その2</p>	<p>[略]</p> <p>○表紙（その2）</p> <p style="text-align: center;">森林法に基づく 林地開発許可申請の手引 その2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針</li> <li>・ 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針</li> <li>・ 開発事業に関する技術的細部基準</li> <li>▪ 参考資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>流域開発に伴う防災調整池等技術基準（平成27年版抜粋）</li> <li>降雨強度式（降雨強度曲線）</li> <li>その他</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">令和2年4月 長野県林務部森林づくり推進課</p> <p>○その2表紙裏面 その2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>II 技術的細部基準（長野県林地開発事務取扱要領第3及び5関係）</p> <p>開発許可に関する許可基準等の運用および指導指針  ..... 166</p> <p>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針..... 181</p> <p>開発事業に関する技術的細部基準..... 184</p> <p>1 開発事業に関する技術的指導指針 .. 184</p> <p>2 施設等細部基準 ..... 193</p> <p>第1 土工 ..... 193</p> <p>第2 法面の保護 ..... 200</p> <p>第3 排水施設 ..... 235</p> <p>第4 防災施設 ..... 243</p> <p style="text-align: center;">《参考資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域開発に伴う防災調整池等技術基準（抜粋） ..... 275</li> <li>・ 降雨強度式 ..... 284</li> <li>・ 森林法等の一部を改正する法律に関する覚書  ..... 300</li> <li>・ ヒューム管暗渠等のマニング<sup>g</sup>公式による流下能力表及びクッター公式による粗度係数.. 302</li> <li>・ 着手届等の取扱い ..... 313</li> </ul>	<p>開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針</p> <p>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針</p> <p>開発事業に関する技術的細部基準  開発事業に関する技術的指導基準  施設等細部構造基準</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が行う開発行為の取扱い … 314</li> <li>・ 長野県における書類の提出先 …… 315</li> <li>・ 林地開発許可の手続図 ……316</li> <li>・ 林地開発許可申請書類一覧表 ……317</li> <li>・ 林地開発許可に係る森林等の配置及び施設の設置等に関する基準（平成4年6月8日付長野県告示第421号告示（抜粋） ……319</li> <li>・ 森林法等の一部を改正する法律に関する覚書について ……320</li> <li>・ 太陽光発電施設の設置を目的とした許可基準等の指導指針残置し、若しくは造成する森林又は緑地について ……321</li> </ul>	
○P166	○P166
開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針 [略]	II 開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針 [略]
○P173	○P173
[略]	[略]
(11) 森林の配置については、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事	(11) 森林の配置については、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事

改正後	改正前
<p>業者に対し指導するとともに、造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期すものとする。</p> <p>[略]</p> <p>○P176</p> <p>[略]</p> <p>注) 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針」第3によること。</p> <p>○P181</p> <p>太陽光発電施設の設置を目的とした許可基準等の運用及び指導指針</p> <p>[略]</p> <p>○P182</p> <p>地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、「開発事業に関する技術的細部基準」2の第3により、流出係数は、裸地の値を適用するものとする。</p> <p>(2) 排水施設の構造等について</p>	<p>業者に対し指導するとともに、造成森林の配置は、土地の形質を変更することかやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期すものとする。</p> <p>[略]</p> <p>○P176</p> <p>[略]</p> <p>注) 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「Ⅲ 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針」第3によること。</p> <p>○P181</p> <p>Ⅲ 太陽光発電施設の設置を目的とした許可基準等の運用及び指導指針</p> <p>[略]</p> <p>○P182</p> <p>地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、「Ⅳ 開発事業に関する技術的細部基準」2の第3により、流出係数は、裸地の値を適用するものとする。</p> <p>(2) 排水施設の構造等について</p>

改正後	改正前
<p>排水施設の構造等については、「開発事業に関する技術的細部基準」2の第3の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。</p> <p>第3 審査要領Ⅱの13及びⅦ関係事項（残置し、若しくは造成する森林又は緑地について）</p> <p>開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、「開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針」別紙1表1によらず、以下の表のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>なお、「開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針」において、</p>	<p>排水施設の構造等については、「Ⅳ 開発事業に関する技術的細部基準」2の第3の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。</p> <p>第3 審査要領Ⅱの13及びⅦ関係事項（残置し、若しくは造成する森林又は緑地について）</p> <p>開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、「Ⅱ 開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針」別紙1表1によらず、以下の表のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>なお、「Ⅱ 開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針」において、</p>



改正後	改正前
<p>○P184 開発事業に関する技術的細部基準 [略]</p> <p>○P319 (追加) 林地開許可に係る森林等の配置及び施設の設置等に関する 基準 (抜粋) 平成4年6月8日付長野県告示第421号</p> <p>(用語の意義) 第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 残置森林 開発対象区域において、現況のまま保全する森林をいう。 (2) 造成森林 植栽により造成する森林 (硬岩の切土面等 確実な育成が見込まれない箇所に植栽するものを除く。) とい う。 (3) 残置森林率 開発対象区域内の森林の面積に対する残 置森林 (15年生以下の若齢林を除く。) の面積の割合をいう。 (4) 森林率 開発対象区域内の森林の面積に対する残置森 林及び造成森林の面積の割合をいう。</p>	<p>○P184 IV 開発事業に関する技術的細部基準 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(周辺の植生の保全等)</p> <p>第5 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全、貴重な動植物の保護その他環境の保全のために、開発対象区域内の適切な箇所に必要な森林及び緑地を設けるものとする。</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第7 施設を設置する場合に用いる設計条件は、原則として土質調査結果に基づいて決定するものとし、細部基準については別に定める。</p> <p>○P320 (追加)</p> <p style="text-align: right;">2 森推第 485 号 令和 2 年 (2020 年) 10 月 23 日</p> <p>地域振興局 林務課長 様</p> <p style="text-align: right;">森林づくり推進課長</p> <p>森林法等の一部を改正する法律に関する覚書について</p> <p>林地開発事務については、建設部長 (旧土木部長) と林務</p>	

改正後	改正前
<p>部長で交わした覚書（林地開発申請の手引き P300）により運用していますが、下記について留意するようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 『開発行為の許可基準の運用細則についての一部改正等について（3 林野治第 2383 号付平成 3 年 7 月 25 日林野庁長官通達）の第 17 に規定する「洪水調節地等の技術細則』は、『開発行為の許可基準の運用細則の適用について（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 林整治第 2658 号）の第 3 及び第 4 に規定する「洪水施設等のそれぞれの技術細則』に読み替える。</p> <p>2 『土木部の「大規模開発に伴う防災調節池技術基準』は『建設部の「流域開発に伴う防災調節池等技術基準』に読み替える。</p> <p>なお、長野県林地開事務取扱要領第 6 の 2（1）に「無調節のピーク流量」とあるように、やむを得ず、雨水浸透施設を採用する場合であっても、ピーク流量が 1 % 以上増加する地点の把握が必要ですので、事業者の指導を徹底してく</p>	

改正後

改正前

ださい。

また、流域開発に伴う防災調節地等の技術基準には、雨水浸透施設も含まれますので、ご注意ください。

保安林係  
課長 三澤 雅孝  
担当 企画幹兼係長 向山 繁幸  
防災無線 8-231-3252  
FAX 026-234-0330  
E-MAIL shinrin@pref.nagano.lg.jp

○P321 (追加)

2 森推第 484 号  
令和 2 年 (2020 年) 10 月 23 日

地域振興局 林務課長 様

森林づくり推進課長

改正後	改正前
<p>太陽光発電施設の設置を目的とした許可基準等の指導指針にある残置し、若しくは造成する森林又は緑地について（通知）</p> <p>森林の配置等は、原則として周辺部に残置森林を配置することとしていますので、開発事業者への指導は徹底するようにしてください。</p> <p>周辺部に配置できない場合は、その理由を整理し、申請書類に添付するよう指導をお願いします。</p> <p>なお、事業区域内の開発行為に係る森林面積が20ha未満の場合に設ける森林の幅は、残置森林を設ける目的（周囲から施設を見えにくくするなど）や林分密度管理図などを考慮し、指導するようにしてください。</p> <p>参考  改定前：極力周辺部に残置森林等を配置する  改定：原則として周辺部に残置森林を配置することとし  極力・・・・・・できるかぎり  原則・・・・・・多くの場合に適用される基本的な規則。  根本の法則。原理。</p> <p style="text-align: center;">出典：日本語大辞典（講談社）</p> 事業地への連絡道及び排水路等事業地の内外に通じる施	

改正後	改正前
<p data-bbox="235 284 1090 464">設、川及び地元要望による場合はやむを得ないですが、土地所有の境は配置できない理由になりません。また、もともと森林がない箇所については、造成する森林又は緑地を配置するよう指導してください。</p> <div data-bbox="488 592 1084 882" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="497 598 1030 876">保安林係 課長 三澤 雅孝 担当 企画幹兼係長 向山 繁幸 防災無線 8-231-3252 FAX 026-234-0330 E-MAIL shinrin@pref.nagano.lg.jp</p></div> <p data-bbox="235 911 1090 1189">○後書き 森林法に基づく林地開発許可申請の手引（令和3年度版） 令和3年4月 発行 長野県林務部森林づくり推進課保安林係 長野市大字南長野字幅下 692-2 電話 026 235 7275</p>	<p data-bbox="1108 911 1955 1189">○後書き 森林法に基づく林地開発許可申請の手引（令和2年度版） 令和2年4月 発行 長野県林務部森林づくり推進課保安林係 長野市大字南長野字幅下 692-2 電話 026 235 7275</p>